

表 3-(I)-2 平成 18 年度小規模貯水水道水道の給水方式別不適状況

検査事項	判定基準	区分	高置水槽式		加圧ポンプ直送式	圧力タンク式	高置受水槽式	
			受水槽	高置水槽			受水槽	高置水槽
			558		557	47	54	
			293(52.5%)		171(30.7%)	18(38.3%)	19(35.2%)	
			不適件数(%)					
1. 水槽周囲の 状態	点検・修理等に支障のない空間が確保されていること、 汚染であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと、 水槽周辺にため水、湧水等がないこと、		14(2.5%)	3(0.5%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
			20(3.6%)	9(1.6%)	2(0.4%)	4(8.5%)	3(5.6%)	0(0.0%)
			5(0.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(4.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)
			2(0.4%)	20(3.6%)	10(2%)	0(0.0%)	2(3.7%)	0(0.0%)
2. 水槽本体の 状態	点検・修理等に支障のない形状であること、 亀裂、又は漏水している箇所がないこと、 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと、 水圧配電盤、配水管等の接合部が固結され、防水確認されていること、		13(2.3%)	8(1.4%)	5(0.9%)	0(0.0%)	3(5.6%)	0(0.0%)
			10(1.8%)	6(1.1%)	10(2%)	2(4.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)
			14(2.5%)	2(0.4%)	5(0.9%)	2(4.3%)	2(3.7%)	0(0.0%)
			18(3.2%)	5(0.9%)	4(0.7%)	1(2.1%)	3(5.6%)	1(1.9%)
3. 水槽上部の 状態	水槽上部に水たまりができない状態であり、ほこりその他の衛生上有害なものが堆積して いないこと、 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと、 水槽の上段の上部には水を貯蓄するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと、 汚泥、赤さび等の付着物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、腐食の跡等が異常に存在し ないこと、		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
			0(0.0%)	0(0.0%)	10(2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
			1(0.2%)	0(0.0%)	1(0.2%)	1(2.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)
			8(1.4%)	4(0.7%)	14(2.5%)	1(2.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)
4. 水槽内部の 状態	外壁の腐食や劣化等により劣化が経過する状態となっていないこと、 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと、 流入口と流出口が区別していないこと、 水中及び水面に異常な浮遊物等が認められないこと、 ふたが腐食や配管等のものであって、ほこりその他の衛生上有害なものが入らないものであること、		10(1.8%)	19(5.2%)	2(0.4%)	0(0.0%)	1(1.9%)	1(1.9%)
			2(0.4%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
			0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
			2(0.4%)	2(0.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
5. 水槽のマン ホールの状態	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること、 マンホール蓋は、槽上部から衛生上有効に立ち上がっていること、		43(7.7%)	50(9.0%)	10(1.8%)	2(4.3%)	6(11.1%)	1(1.9%)
			31(5.6%)	27(4.8%)	12(2.2%)	0(0.0%)	5(9.3%)	1(1.9%)
			6(1.1%)	0(0.0%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
			6(1.1%)	0(0.0%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)

検査事項	区分	高置水槽式			加圧ポンプ直送式			圧力タンク式			高置受水槽式	
		受水槽	高置水槽	合計	受水槽	受水槽	合計	受水槽	受水槽	合計	高置水槽	合計
6. 水槽のオーバーフロー管の 状態	判定基準 管端めらほりその他衛生上有害なものが入らない事 管端の排水管の増設でき、正常であること 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること 管端と排水管の流入口等は直接接続されていないこと 管端と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること 管端めらほりその他衛生上有害なものが入らない事	4(0.7%)	5(0.9%)	9(1.6%)	1(0.2%)	0(0.0%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		19(3.4%)	29(5.2%)	48(8.6%)	6(1.1%)	2(3.7%)	23(7.4%)	1(1.2%)	2(3.7%)	2(3.7%)	0(0.0%)	2(3.7%)
7. 水槽の通気 管の状態	判定基準 管端めらほりその他衛生上有害なものが入らない事 管端の排水管の増設でき、正常であること 防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること 通気管として十分な有効断面を有するものであること	0(0.0%)	1(0.2%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		12(2.2%)	1(0.2%)	13(2.3%)	12(2.2%)	0(0.0%)	17(3.1%)	0(0.0%)	4(7.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
8. 水槽の水抜 管の状態	判定基準 管端の排水管の流入口等は虫等の侵入を防ぐのに十分な距離であること 管端と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること 当該部分以外の配管設備と直接接続されていないこと 水を滞留するおそれのある設備の中を貫通していないこと	23(4.1%)	4(0.7%)	27(4.8%)	25(4.5%)	0(0.0%)	25(4.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
9. 給水管等の 状態	判定基準 異常な臭気は認められないこと 異常な味は認められないこと 異常な色が認められないこと 五度以下であること	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
10. 臭気	判定基準 異常な臭気は認められないこと	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
11. 味	判定基準 異常な味が認められないこと	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
12. 色	判定基準 異常な色が認められないこと	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
13. 色度	判定基準 五度以下であること	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
14. 濁度	判定基準 二度以下であること	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
15. 残留塩素	判定基準 検出されること	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
		0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
平均		20(3.6%)	5(0.9%)	25(4.5%)	5(0.9%)	1(1.2%)	6(1.1%)	1(1.2%)	2(3.7%)	1(1.9%)	3(5.6%)	4(7.4%)

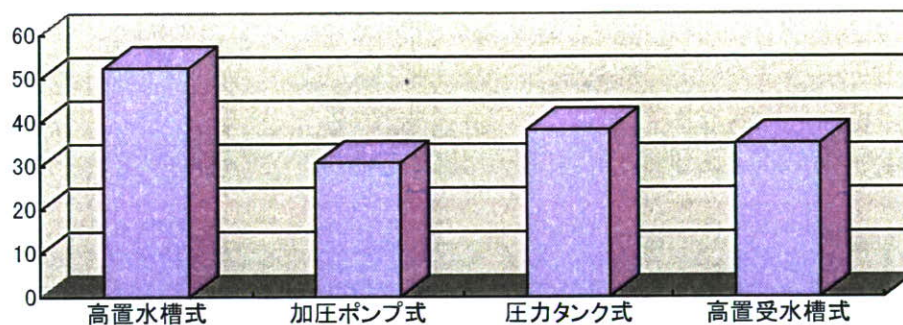


図 3-(1)-2 給水方式別不適合状況

(2) 判定基準別不適合状況

① 簡易専用水道

簡易専用水道における判定基準別の不適合の平均は高置水槽式が2.8%、加圧ポンプ直送式が0.7%、圧力タンク式が0.9%、高置受水槽式が0.0%であった。

検査事項別に不適合率をみると、次のとおりであった。

ア 水槽周囲の状態

水槽周囲の状態の不適合率は図 3-(1)-3 に示すように、「空間確保」については「高置水槽式」4.8%、「加圧ポンプ直送式」0.3%、「圧力タンク式」0.8%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「清潔確保」は「高置水槽式」7.2%、「加圧ポンプ直送式」0.8%、「圧力タンク式」4.3%、「高置受水槽式」1.8%であった。また、「たまり水」は「高置水槽式」1.9%、「加圧ポンプ直送式」0.5%、「圧力タンク式」0.7%、「高置受水槽式」0.0%であった。

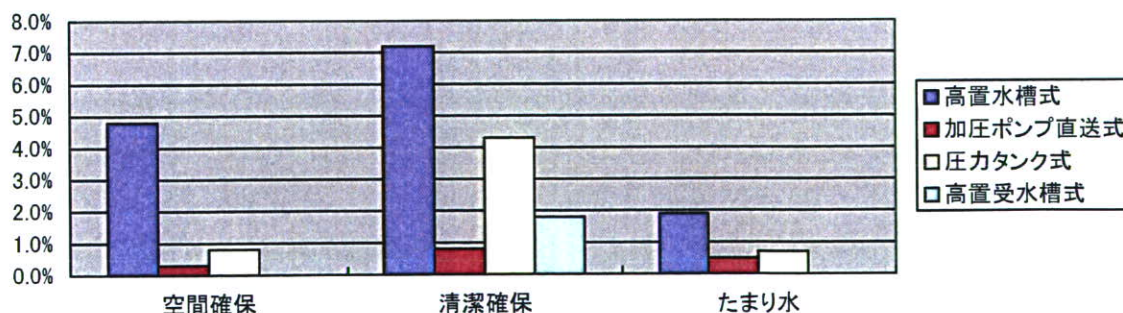


図 3-(1)-3 「水槽周囲の状態」の不適合率

イ 水槽本体の状態

水槽本体の状態の不適合率は図 3-(1)-4 に示すように、「点検等に支障のない形状」に

については「高置水槽式」5.8%、「加圧ポンプ直送式」0.1%、「圧力タンク式」0.4%、「高置受水槽式」1.8%であった。次に「亀裂・漏水」は「高置水槽式」5.6%、「加圧ポンプ直送式」1.5%、「圧力タンク式」2.5%、「高置受水槽式」1.8%であった。次に「開口部・接合部の隙間」は「高置水槽式」4.8%、「加圧ポンプ直送式」0.4%、「圧力タンク式」5.0%、「高置受水槽式」1.8%であった。また、「電極部等の固定」は「高置水槽式」1.4%、「加圧ポンプ直送式」0.5%、「圧力タンク式」1.2%、「高置受水槽式」1.8%であった。

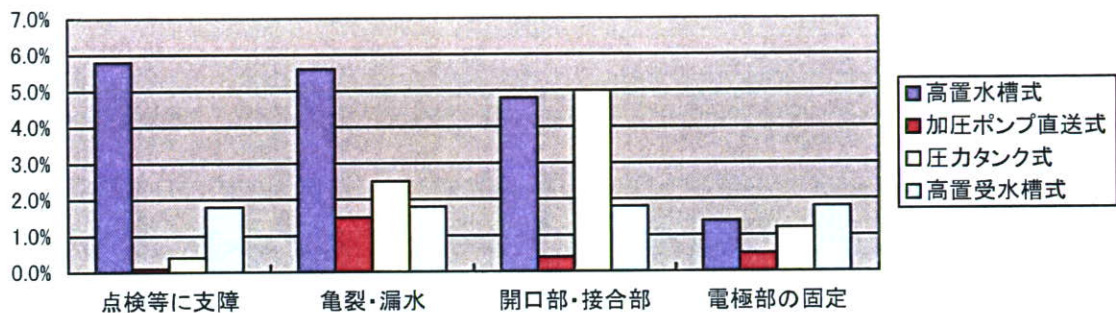


図 3-(1)-4 「水槽本体の状態」の不適合率

#### ウ 水槽上部の状態

水槽上部の状態の不適合率は図 3-(1)-5 に示すように、「上部の水たまり」については「高置水槽式」5.1%、「加圧ポンプ直送式」0.9%、「圧力タンク式」1.9%、「高置受水槽式」3.6%であった。次に「ふたの上部」については「高置水槽式」が0.2%であり、「加圧ポンプ直送式」は0.0%、「圧力タンク式」、「高置受水槽式」には不適合施設はなかった。また、上床盤の上部は「高置水槽式」0.7%、「加圧ポンプ直送式」0.4%、「圧力タンク式」0.8%、「高置受水槽式」0.0%であった。

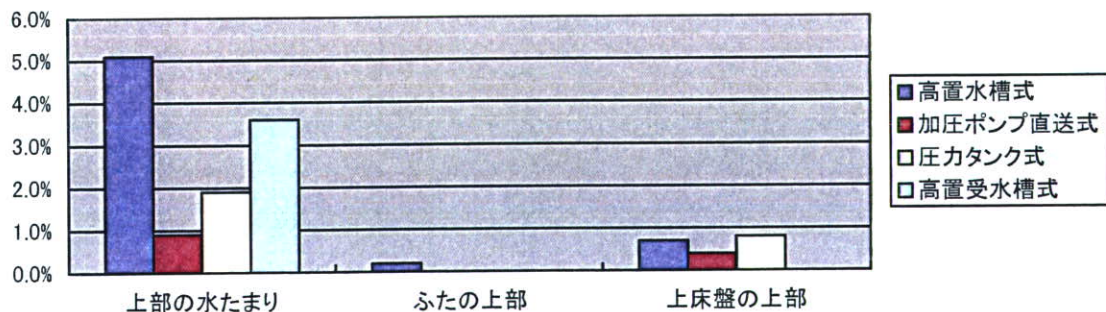


図 3-(1)-5 「水槽上部の状態」の不適合率

#### エ 水槽内部の状態

水槽内部の状態の不適合率は図 3-(1)-6 に示すように、「沈積物等の異常」については「高置水槽式」0.9%、「加圧ポンプ直送式」0.2%、「圧力タンク式」0.6%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「定期的な掃除」は「高置水槽式」1.1%、「加圧ポンプ直送式」0.8%、「圧力タンク式」0.3%、「高置受水槽式」1.8%であった。次に「外壁の塗装の劣化」は「高置水槽式」4.3%、「加圧ポンプ直送式」0.2%、「圧力タンク式」0.9%、「高置受水槽式」0.0%であった。「当該施設以外の配管設備」は「高置水槽式」0.3%、「加圧ポンプ直送式」0.0%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「流入口と流出口の近接」は「高置水槽式」は0.3%であり、「加圧ポンプ直送式」、「圧力タンク式」、「高置受水槽式」には不適合施設はなかった。また、「異常な浮遊物質」は「高置水槽式」0.2%、「加圧ポンプ直送式」0.1%、「圧力タンク式」0.1%、「高置受水槽式」0.0%であった。

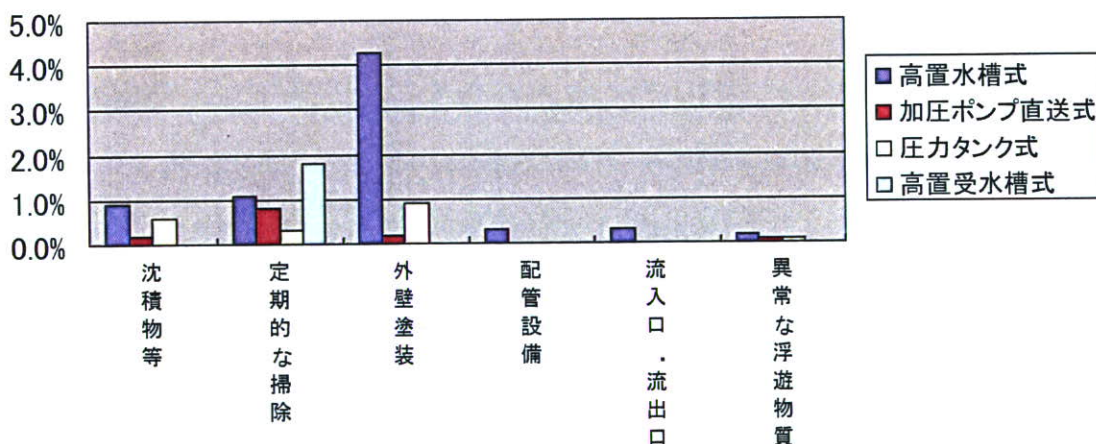


図 3-(1)-6 「水槽内部の状態」の不適合率

#### オ 水槽のマンホールの状態

水槽のマンホールの状態の不適合率は図 3-(1)-7 に示すように、「防水密閉型」については「高置水槽式」11.0%、「加圧ポンプ直送式」1.9%、「圧力タンク式」3.4%、「高置受水槽式」3.6%であった。次に「容易に開閉」は「高置水槽式」5.6%、「加圧ポンプ直送式」0.7%、「圧力タンク式」2.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。また、「立ち上がり」は「高置水槽式」0.5%、「加圧ポンプ直送式」

0.2%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。

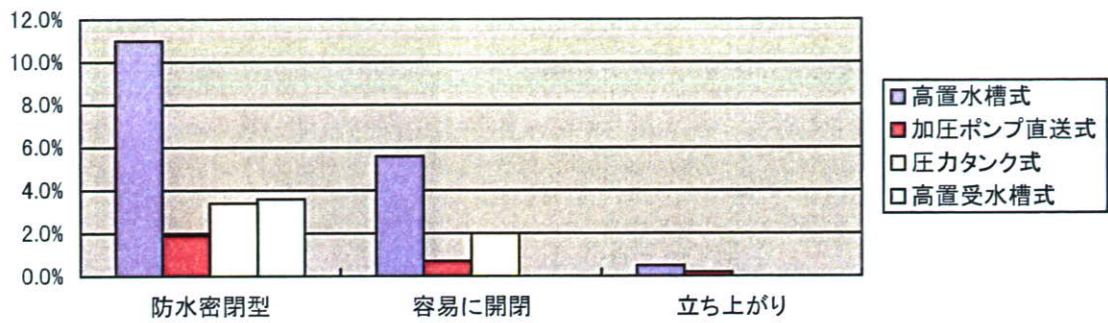


図 3-(1)-7 「水槽のマンホールの状態」の不適合率

#### カ 水槽のオーバーフロー管の状態

水槽のオーバーフロー管の状態の不適合率は図 3-(1)-8 に示すように、「有害なものはいない」については「高置水槽式」1.6%、「加圧ポンプ直送式」0.4%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「防虫網の確認・有無」は「高置水槽式」5.0%、「加圧ポンプ直送式」1.0%、「圧力タンク式」1.3%、「高置受水槽式」1.8%であった。次に「網目の大きさ」は「高置水槽式」2.8%、「加圧ポンプ直送式」0.7%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「排水管と直接連結」は「高置水槽式」0.7%、「加圧ポンプ直送式」0.0%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。また「逆流防止の距離」は「高置水槽式」2.5%、「加圧ポンプ直送式」1.7%、「圧力タンク式」0.7%、「高置受水槽式」3.6%であった。

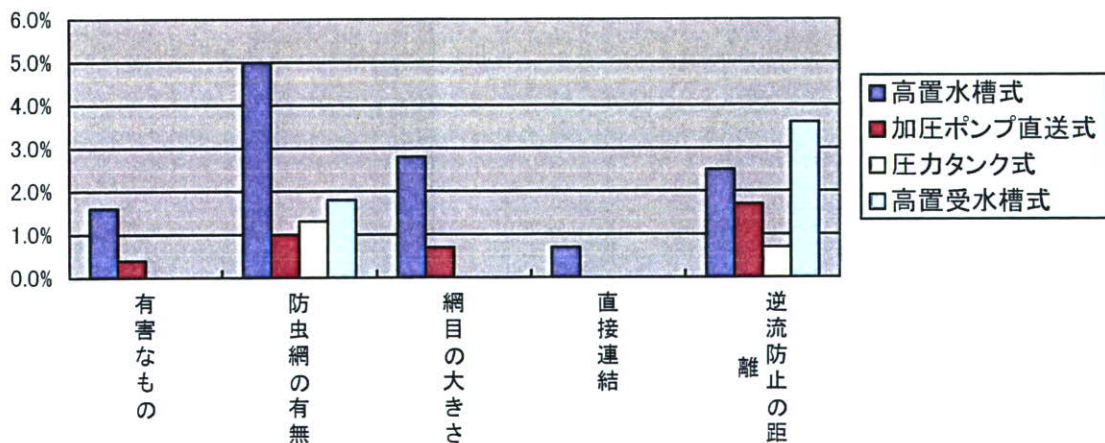


図 3-(1)-8 「水槽のオーバーフロー管の状態」の不適合率

キ 水槽の通気管の状態

水槽の通気管の状態の不適合率は図 3-(1)-9 に示すように、「有害なものが入らない」については「高置水槽式」6.8%、「加圧ポンプ直送式」1.9%、「圧力タンク式」1.4%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「防虫網の有無」は「高置水槽式」12.8%、「加圧ポンプ直送式」3.1%、「圧力タンク式」3.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「網目の大きさ」は「高置水槽式」7.8%、「加圧ポンプ直送式」2.3%、「圧力タンク式」0.8%、「高置受水槽式」0.0%であった。また、「有効断面積」は「高置水槽式」0.2%、「加圧ポンプ直送式」0.0%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。

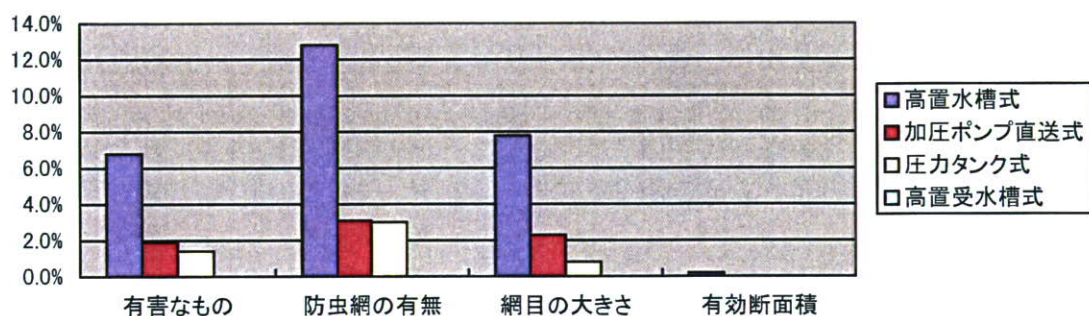


図 3-(1)-9 「水槽の通気管の状態」の不適合率

ク 水槽の水抜管の状態

水槽の水抜管の状態の不適合率は図 3-(1)-10 に示すように、「直接連結」については「高置水槽式」1.9%、「加圧ポンプ直送式」1.5%、「圧力タンク式」0.2%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「逆流防止の距離」は「高置水槽式」2.7%、「加圧ポンプ直送式」3.8%、「圧力タンク式」0.3%、「高置受水槽式」3.6%であった。

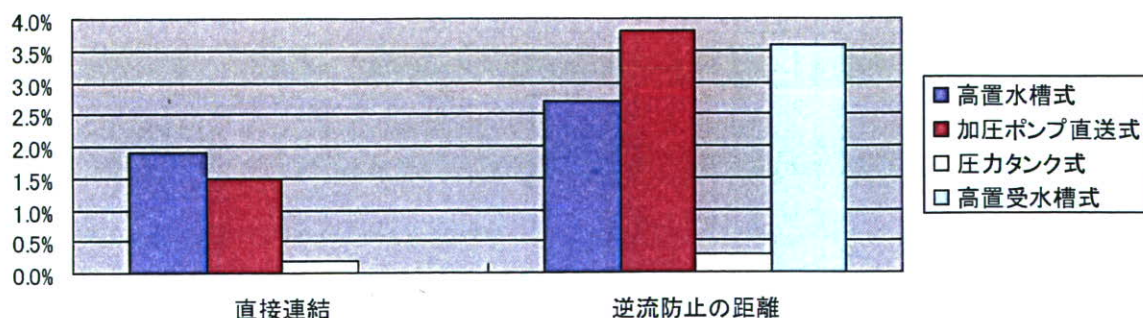


図 3-(1)-10 「水槽の水抜管の状態」の不適合率

## ケ 給水管等の状態

給水管等の状態の平成18年度に発生した不適件数は「配管設備と連結」が高置水槽式で1件であり、「設備の中を貫通」の不適合施設はなかった。

## コ 水質検査

水質検査の不適合率は図3-(1)-11に示すように、「臭気」、「味」、「色」について不適合施設はなかった。「色度」は「高置水槽式」0.9%、「加圧ポンプ直送式」0.6%、「圧力タンク式」0.1%、「高置受水槽式」0.0%であった。「濁度」は「高置水槽式」0.0%、「加圧ポンプ直送式」0.0%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。また「残留塩素」は「高置水槽式」0.1%、「加圧ポンプ直送式」0.0%、「圧力タンク式」0.1%、「高置受水槽式」0.0%であった。

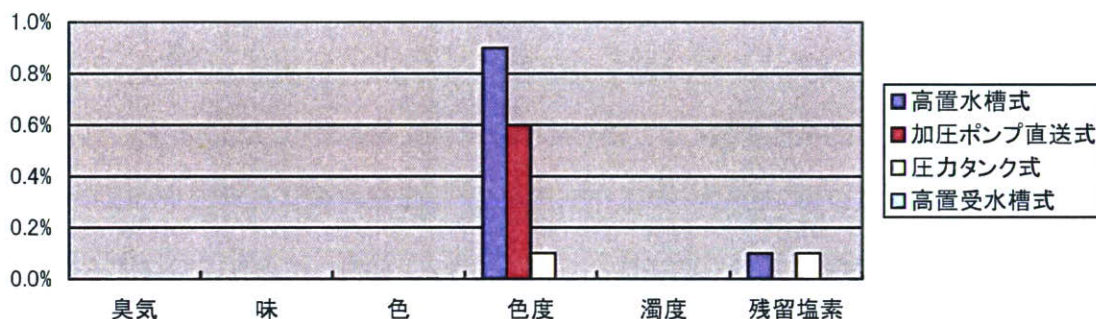


図3-(1)-11 「水質検査」の不適合率

## ② 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道における判定基準別の不適合の平均は高置水槽式3.6%、加圧ポンプ直送式0.9%、圧力タンク式1.2%、高置受水槽式2.1%であった。

検査事項別に不適合率をみると、次のとおりであった。

### ア 水槽周囲の状態

水槽周囲の状態の不適合率は図3-(1)-12に示すように、「空間確保」については「高置水槽式」3.0%、「加圧ポンプ直送式」0.2%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「清潔確保」は「高置水槽式」5.2%、「加圧ポンプ直送式」0.4%、「圧力タンク式」8.5%、「高置受水槽式」5.6%であった。また、「たまり水」は「高置水槽式」0.9%、「加圧ポンプ直送式」0.0%、「圧力タ



ンク式」4.3%、「高置受水槽式」0.0%であった。

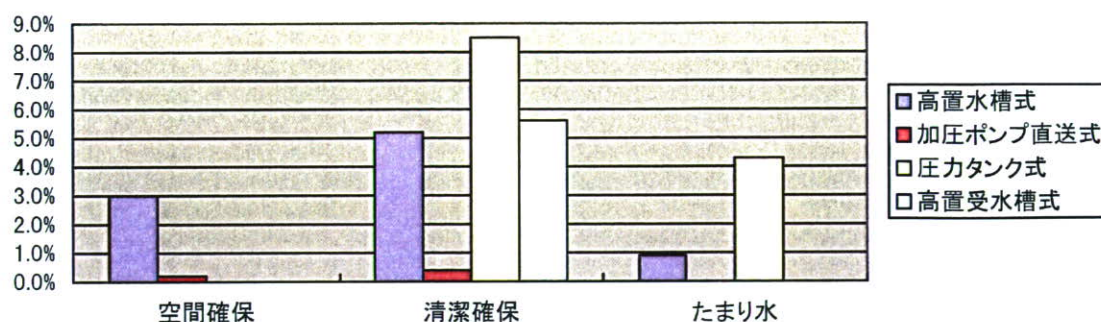


図 3-(1)-12 「水槽周囲の状態」の不適合率

#### イ 水槽本体の状態

水槽本体の状態の不適合率は図 3-(1)-13 に示すように、「点検等に支障のない形状」については「高置水槽式」3.9%、「加圧ポンプ直送式」0.2%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」3.7%であった。次に「亀裂・漏水」は「高置水槽式」3.8%、「加圧ポンプ直送式」0.9%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」5.6%であった。次に「開口部・接合部の隙間」は「高置水槽式」2.9%、「加圧ポンプ直送式」0.2%、「圧力タンク式」4.3%、「高置受水槽式」0.0%であった。また、「電極部等の固定」は「高置水槽式」2.9%、「加圧ポンプ直送式」0.9%、「圧力タンク式」4.3%、「高置受水槽式」3.7%であった。

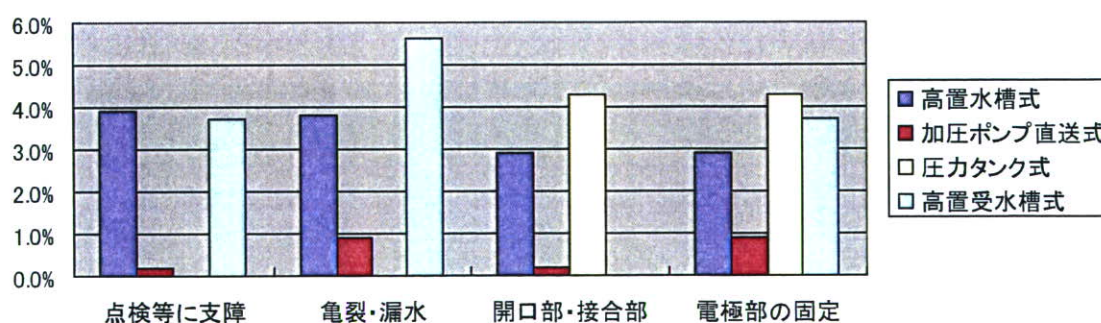


図 3-(1)-13 「水槽本体の状態」の不適合率

#### ウ 水槽上部の状態

水槽上部の状態の不適合率は図 3-(1)-14 に示すように、「上部の水たまり」については「高置水槽式」4.1%、「加圧ポンプ直送式」0.7%、「圧力タンク式」2.1%、「高置受水槽式」7.4%であった。次に「ふたの上部」について不適合施設はなかつ

た。また、上床盤の上部は「高置水槽式」0.0%、「加圧ポンプ直送式」0.2%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。

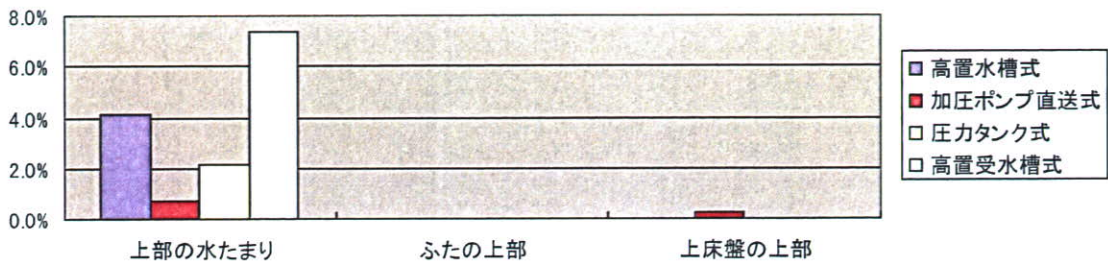


図 3-(1)-14 「水槽上部の状態」の不適合率

### エ 水槽内部の状態

水槽内部の状態の不適合率は図 3-(1)-15 に示すように、「沈積物等の異常」については「高置水槽式」0.2%、「加圧ポンプ直送式」0.2%、「圧力タンク式」2.1%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「定期的な掃除」は「高置水槽式」2.2%、「加圧ポンプ直送式」2.5%、「圧力タンク式」2.1%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「外壁の塗装の劣化」は「高置水槽式」7.0%、「加圧ポンプ直送式」0.4%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」3.7%であった。「当該施設以外の配管設備」は「高置水槽式」0.5%、「加圧ポンプ直送式」0.0%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「流入口と流出口の近接」について不適合施設はなかった。また、「異常な浮遊物質」は「高置水槽式」0.7%、「加圧ポンプ直送式」0.0%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。

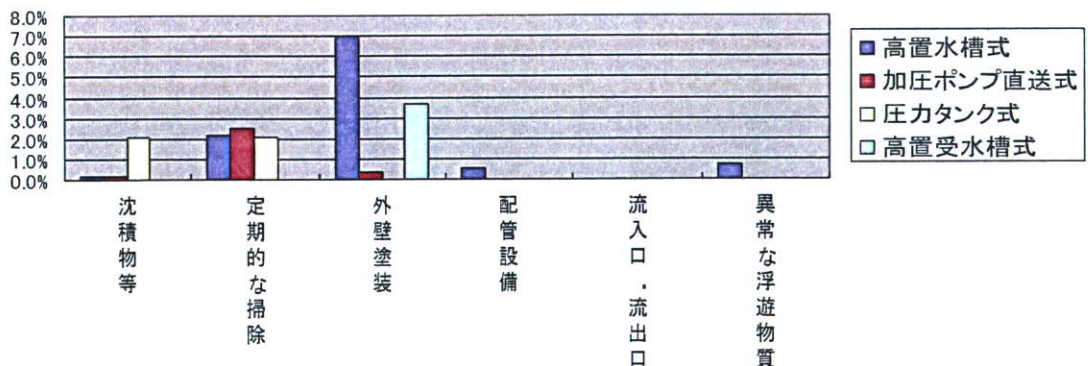


図 3-(1)-15 「水槽内部の状態」の不適合率

### オ 水槽のマンホールの状態

水槽のマンホールの状態の不適合率は図 3-(1)-16 に示すように、「防水密閉型」については「高置水槽式」16.7%、「加圧ポンプ直送式」1.8%、「圧力タンク式」4.3%、「高置受水槽式」13.0%であった。次に「容易に開閉」は「高置水槽式」10.4%、「加圧ポンプ直送式」2.2%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」11.1%であった。また、「立ち上がり」は「高置水槽式」1.1%、「加圧ポンプ直送式」0.2%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。

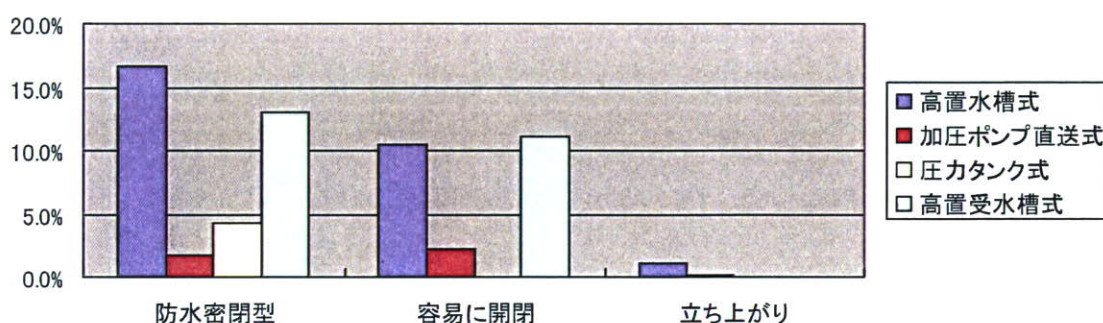


図 3-(1)-16 「水槽のマンホールの状態」の不適合率

### カ 水槽のオーバーフロー管の状態

水槽のオーバーフロー管の状態の不適合率は図 3-(1)-17 に示すように、「有害なものがない」については「高置水槽式」1.6%、「加圧ポンプ直送式」0.2%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「防虫網の確認・有無」は「高置水槽式」8.6%、「加圧ポンプ直送式」1.1%、「圧力タンク式」2.1%、「高置受水槽式」3.7%であった。次に「網目の大きさ」は「高置水槽式」4.7%、「加圧ポンプ直送式」0.5%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。次に「排水管と直接連結」は「高置水槽式」0.7%、「加圧ポンプ直送式」0.5%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。また「逆流防止の距離」は「高置水槽式」6.6%、「加圧ポンプ直送式」3.8%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」3.0%であった。

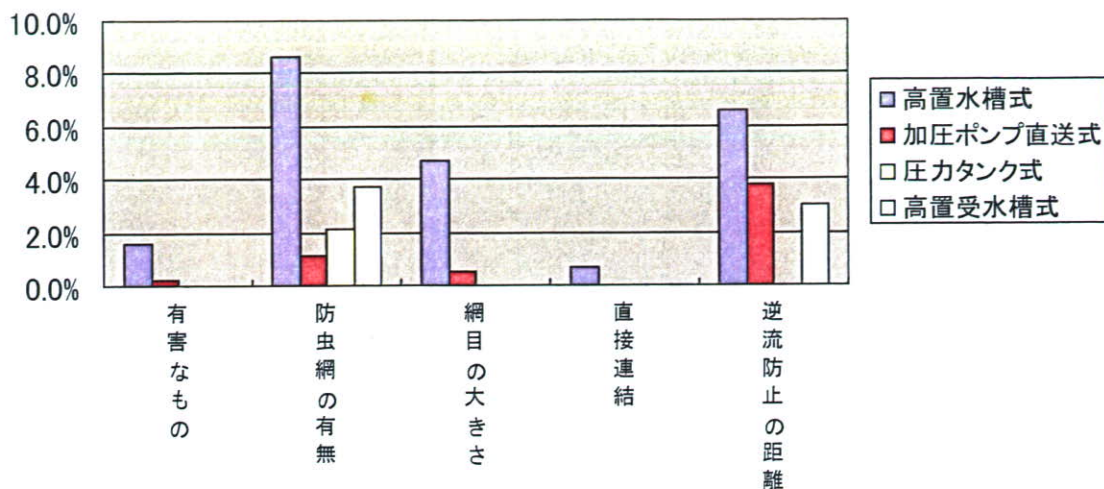


図 3-(1)-17 「水槽のオーバーフロー管の状態」の不適合率

#### キ 水槽の通気管の状態

水槽の通気管の状態の不適合率は図 3-(1)-18 に示すように、「有害なものが入らない」については「高置水槽式」9.0%、「加圧ポンプ直送式」2.0%、「圧力タンク式」4.3%、「高置受水槽式」7.4%であった。次に「防虫網の有無」は「高置水槽式」19.7%、「加圧ポンプ直送式」3.1%、「圧力タンク式」6.4%、「高置受水槽式」7.4%であった。次に「網目の大きさ」は「高置水槽式」13.4%、「加圧ポンプ直送式」2.7%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」7.4%であった。また、「有効断面積」は「高置水槽式」0.2%、「加圧ポンプ直送式」0.0%、「圧力タンク式」0.0%、「高置受水槽式」0.0%であった。

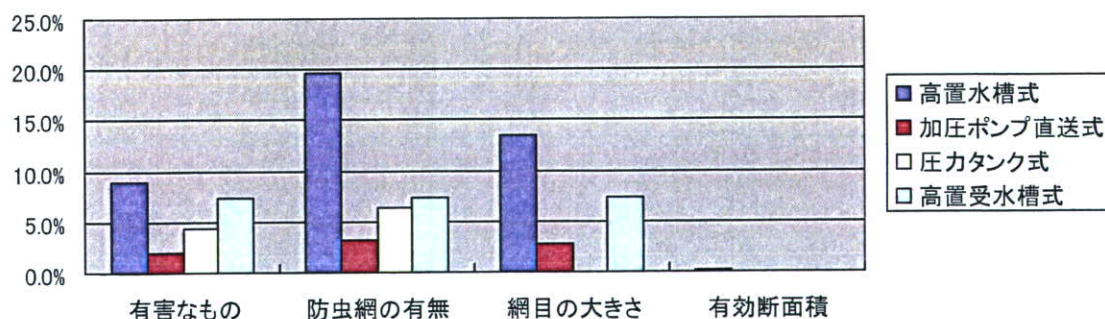


図 3-(1)-18 「水槽の通気管の状態」の不適合率

#### ク 水槽の水抜管の状態

水槽の水抜管の状態の不適合率は図 3-(1)-19 に示すように、「直接連結」については

「高置水槽式」 2.3%、「加圧ポンプ直送式」 2.2%、「圧力タンク式」 0.0%、「高置受水槽式」 0.0%であった。次に「逆流防止の距離」は「高置水槽式」 4.8%、「加圧ポンプ直送式」 4.5%、「圧力タンク式」 0.0%、「高置受水槽式」 0.0%であった。

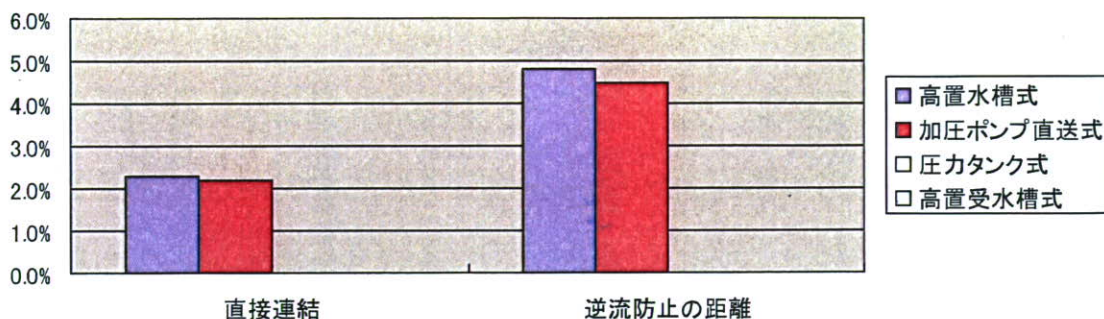


図 3-(1)-19 「水槽の水抜管の状態」の不適合率

#### ケ 給水管等の状態

給水管等の不適合施設はなかった。

#### コ 水質検査

水質検査の不適合率は図 3-(1)-20 に示すように、「臭気」、「味」、「色」、「濁度」について不適合施設はなかった。「色度」は「高置水槽式」 1.3%、「加圧ポンプ直送式」 0.7%、「圧力タンク式」 0.0%、「高置受水槽式」 0.0%であった。また「残留塩素」は「高置水槽式」 0.2%、「加圧ポンプ直送式」 0.4%、「圧力タンク式」 0.0%、「高置受水槽式」 0.0%であった。

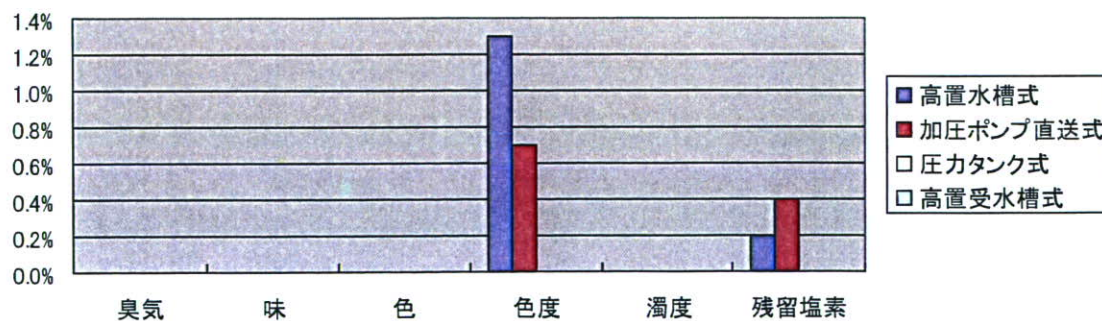


図 3-(1)-20 「水質検査」の不適合率

### (3) まとめ

貯水槽の給水方式の違いによる不適合率は、簡易専用水道、小規模貯水槽水道共に高置水槽式が一番高く、以下圧力タンク式、高置受水槽式の順となり加圧ポンプ直送式が一番低い結果となった。

検査事項別の不適合率を見ると、簡易専用水道においては加圧ポンプ直送式、圧力タンク方式、高置受水槽式には不適合率が10%を超える事項はなかったが、高置水槽式のうち「水槽マンホールの防水密閉」が11.0%、「水槽通気管の防虫網の有無」が12.8%と10%を超える不適合率を示した。小規模貯水槽水道においては加圧ポンプ直送式、圧力タンク方式には不適合率が10%を超える事項はなかったが、高置水槽式の不適合率は「水槽マンホールの防水密閉」が16.7%、「マンホールが容易に開閉」が10.4%、「水槽通気管の防虫網の有無」が19.7%、「水槽通気管の網目の大きさ」が13.4%であった。また、高置受水槽式は調査件数が54件と少ないが「水槽マンホールの防水密閉」が13.0%、「マンホールが容易に開閉」が11.1%と10%を超える不適合率を示した。

## (2) 簡易専用水道における建築物衛生法の適用・非適用別の不適合状況

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の適用がある施設と、適用がない施設の管理状態を確認するため、簡易専用水道の現場検査の平成18年度検査結果について、不適合状況を調査した。

調査は、建築物衛生法の適用施設638件、非適用施設12,576件について実施し、結果は表3-(2)-1のとおりであった。

### (1) 不適合状況

簡易専用水道における建築物衛生法の適用・非適用別の不適合率をみると、適用施設が36.1%で、非適用施設が32.3%であった。

### (2) 判定基準別不適合状況

簡易専用水道の判定基準別不適合率の平均は、建築物衛生法の適用施設が0.6%で、非適用施設が0.7%であった。

検査事項別に判定基準項目の不適合率をみると次のとおりであった。

#### ① 水槽周囲の状態

受水槽の不適合内訳は図3-(2)-1に示すように、建築物衛生法の適用施設については「空間確保」が1.4%と平均値を上回っており、「清潔確保」及び「たまり水」が0.6%であった。また、非適用施設は「清潔確保」が3.0%、「空間確保」が2.6%、「たまり水」が1.2%と全て平均値を上回っている。

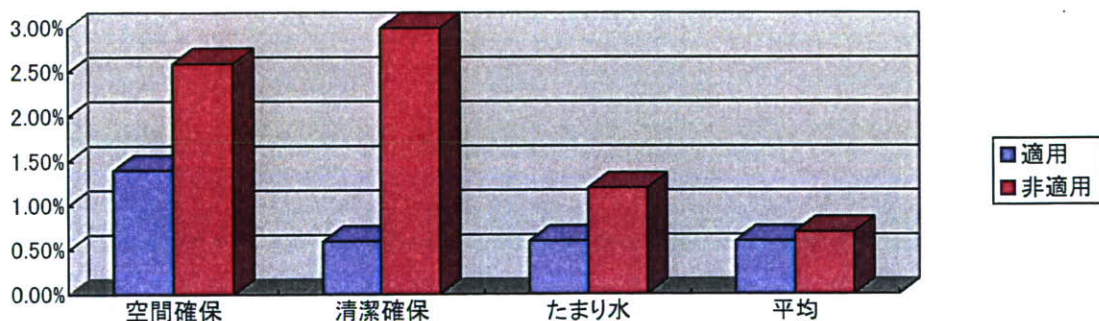


図3-(2)-1 「受水槽周囲の状態」の不適合率

表 3-(2)-1 平成 18 年度簡易専用水道の建築物衛生法の適用・非適用別不適合状況アンケート調査

検査事項	判定基準	区分		適用		非適用	
		調査件数 [A]	不適合件数 [B] (B/A%)	受水槽	高置水槽	受水槽	高置水槽
1. 水槽周囲の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	638	230 (36.1%)	9 (1.4%)	0 (0%)	333 (2.6%)	58 (0.4%)
2. 水槽本体の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	638	230 (36.1%)	14 (2.2%)	10 (1.6%)	292 (2.3%)	212 (1.7%)
3. 水槽上部の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	638	230 (36.1%)	4 (0.6%)	10 (1.6%)	220 (1.7%)	208 (1.7%)
4. 水槽内部の 状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	638	230 (36.1%)	3 (0.5%)	1 (0.2%)	101 (0.8%)	40 (0.3%)
5. 水槽のマンホ ールの状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	638	230 (36.1%)	7 (1.1%)	4 (0.6%)	278 (2.2%)	169 (1.3%)
6. 水槽のオー バーフロー管 の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること。 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。 汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。	638	230 (36.1%)	1 (0.2%)	0 (0%)	6 (0.0%)	9 (0.1%)
		638	230 (36.1%)	3 (0.5%)	0 (0%)	71 (0.6%)	8 (0.1%)
		638	230 (36.1%)	3 (0.5%)	1 (0.2%)	57 (0.5%)	27 (0.2%)
		638	230 (36.1%)	5 (0.8%)	3 (0.5%)	85 (0.7%)	29 (0.2%)
		638	230 (36.1%)	2 (0.3%)	4 (0.6%)	97 (0.8%)	251 (2.0%)
		638	230 (36.1%)	0 (0%)	1 (0.2%)	16 (0.1%)	12 (0.1%)
		638	230 (36.1%)	0 (0%)	0 (0%)	16 (0.1%)	9 (0.1%)
		638	230 (36.1%)	0 (0%)	0 (0%)	10 (0.1%)	12 (0.1%)
		638	230 (36.1%)	10 (1.6%)	8 (1.3%)	475 (3.8%)	483 (3.8%)
		638	230 (36.1%)	6 (0.9%)	4 (0.6%)	267 (2.1%)	209 (1.7%)
		638	230 (36.1%)	0 (0%)	0 (0%)	36 (0.3%)	10 (0.1%)
		638	230 (36.1%)	1 (0.2%)	3 (0.5%)	67 (0.5%)	68 (0.5%)
		638	230 (36.1%)	5 (0.8%)	2 (0.3%)	197 (1.6%)	242 (1.9%)
		638	230 (36.1%)	2 (0.3%)	2 (0.3%)	114 (0.9%)	132 (1.0%)



	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	1(0.2%)	0(0%)	36(0.3%)	22(0.2%)
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること。	7(1.1%)	2(0.3%)	219(1.7%)	46(0.4%)
	管端部からはほりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	6(0.9%)	1(0.2%)	343(2.7%)	275(2.2%)
7. 水槽の通気管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	6(0.9%)	10(1.6%)	479(3.8%)	672(5.3%)
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	5(0.8%)	3(0.5%)	300(2.4%)	405(3.2%)
	通気管として十分な有効面積を有するものであること。	0(0%)	0(0%)	4(0.0%)	16(0.1%)
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。	7(1.1%)	2(0.3%)	185(1.5%)	22(0.2%)
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	11(1.7%)	0(0%)	339(2.7%)	25(0.2%)
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	1(0.2%)		0(0%)	
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	0(0%)		0(0%)	
10. 臭気	異常な臭気が認められないこと。	0(0%)		0(0%)	
11. 味	異常な味が認められないこと。	0(0%)		0(0%)	
12. 色	異常な色が認められないこと。	0(0%)		0(0%)	
13. 色度	五度以下であること。	27(4.2%)		71(0.6%)	
14. 濁度	二度以下であること。	2(0.3%)		0(0%)	
15. 残留塩素	検出されること。	0(0%)		5(0.0%)	
16. 書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	6(0.9%)		497(4.0%)	
	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。	5(0.8%)		445(3.5%)	
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること。	0(0%)		103(0.8%)	
	その他の帳簿書類が整理保存されていること。	18(2.8%)		30(0.2%)	
	判定基準別不適合率の平均	0.6%		0.7%	

次に、高置水槽の不適合内訳は図 3-(2)-2 に示すように、適用施設については「清潔確保」が 0.6 %、「たまり水」が 0.2 %で、「空間確保」については不適合事例がなかった。また、非適用施設は「清潔確保」が 2.1 %と平均値を上回り、「空間確保」が 0.5 %、「たまり水」が 0.2 %であった。

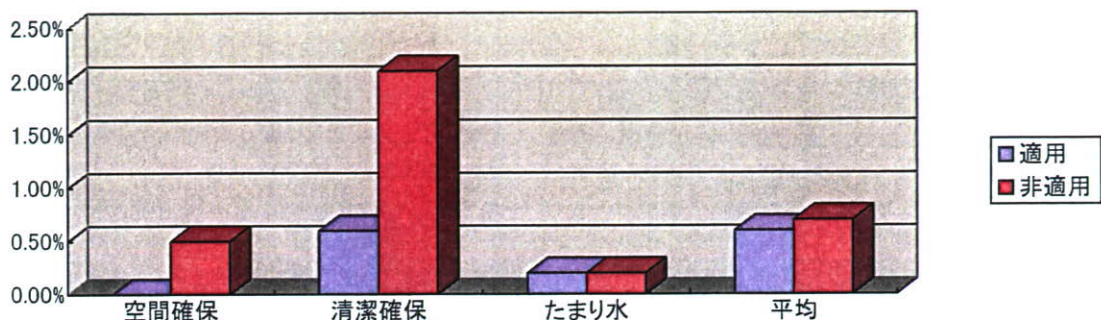


図 3-(2)-2 「高置水槽周囲の状態」の不適合率

## ② 水槽本体の状態

受水槽の不適合率は図 3-(2)-3 に示すように、建築物衛生法の適用施設は「亀裂・漏水」が一番高く 2.2 %、次いで「開口部・接合部の隙間」が 0.6 %、「電極部等の固定」が 0.5 %、「点検等に支障のない形状」については不適合事例がなかった。また、非適用施設については「亀裂・漏水」が一番高く 2.3 %、次いで「開口部・接合部の隙間」が 1.7 %、「電極部等の固定」が 0.8 %、「点検等に支障のない形状」が 0.4 %であった。

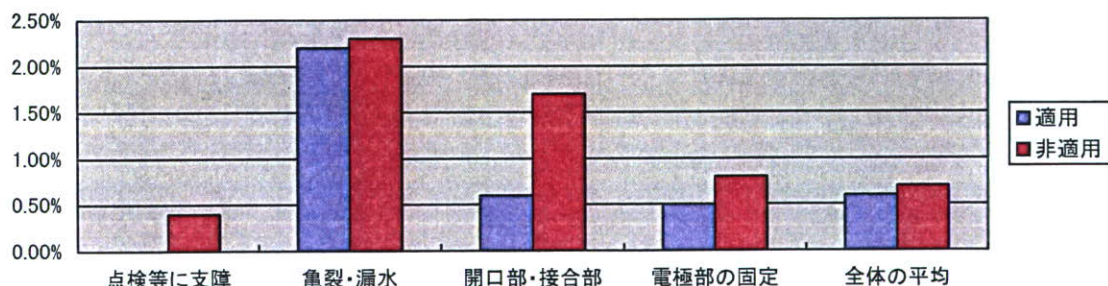


図 3-(2)-3 「受水槽本体の状態」の不適合率

次に高置水槽の不適合内訳は図 3-(2)-4 に示すように、建築物衛生法の適用施設は「亀裂・漏水」と「開口部・接合部の隙間」が 1.6 %で平均値を上回っており、「点検等に支障のない形状」が 0.3 %、「電極部等の固定」が 0.2 %であった。また、非適用施設

については「点検等に支障のない形状」が3.2%、「亀裂・漏水」と「開口部・接合部の隙間」が1.7%と平均値を上回り、「電極部等の固定」は0.3%であった。

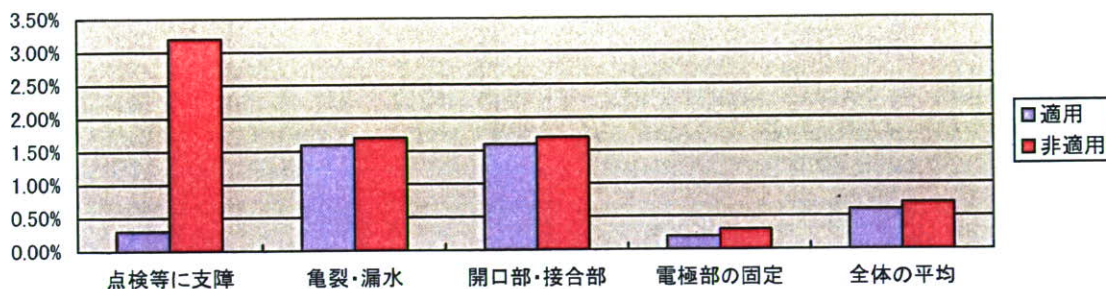


図 3-(2)-4 「高置水槽本体の状態」の不適合率

### ③ 水槽上部の状態

受水槽上部の状態の不適合率は図 3-(2)-5 に示すように、建築物衛生法の適用施設は「上部水たまり」が1.1%と平均値を上回っており、「上床盤上部」が0.5%、「ふたの上部」が0.2%となっている。また、非適用施設については「上部水たまり」が2.2%と平均値を上回り、「上床盤上部」は0.6%で、「ふたの上部」については不適合事例がなかった。

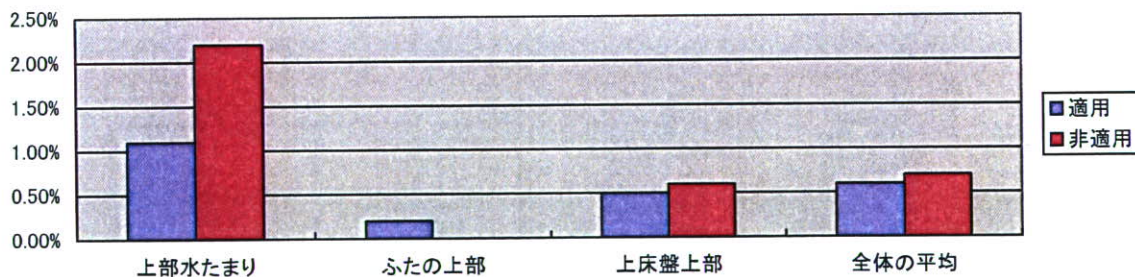


図 3-(2)-5 「受水槽上部の状態」の不適合率

次に高置水槽の不適合内訳は図 3-(2)-6 に示すように、建築物衛生法の適用施設は「上部水たまり」が0.6%で、「ふたの上部」及び「上床盤上部」については不適合事例がなかった。また、非適用施設については「上部水たまり」が1.3%と平均値を上回り、「ふたの上部」及び「上床盤上部」は0.1%であった。

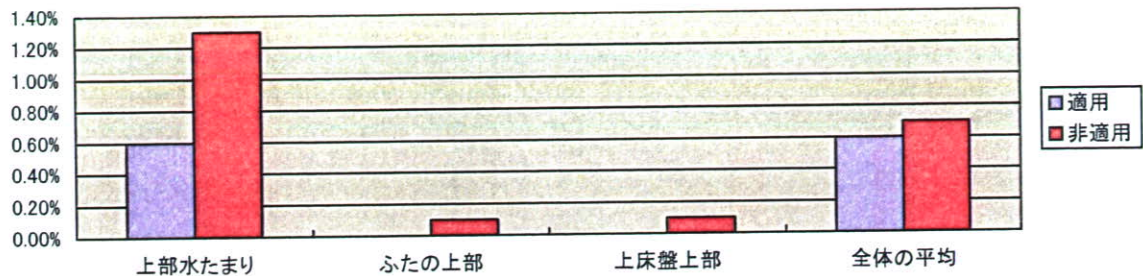


図 3-(2)-6 「高置水槽上部の状態」の不適合率

④ 水槽内部の状態

受水槽内部の状態の不適合率は図 3-(2)-7 に示すように、建築物衛生法の適用施設は「定期的な掃除」が 0.8% と平均値を上回っており、「沈積物等の異常」が 0.5%、「外壁の塗装の劣化」が 0.3%、「当該施設以外の配管設備」、「流入口と流出口の近接」及び「異常な浮遊物質」については不適合事例がなかった。また、非適用施設は「外壁の塗装の劣化」が 0.8%、「定期的な掃除」が 0.7% と平均値を上回り、「沈積物等の異常」が 0.5%、「当該施設以外の配管設備」、「流入口と流出口の近接」及び「異常な浮遊物質」が 0.1% であった。

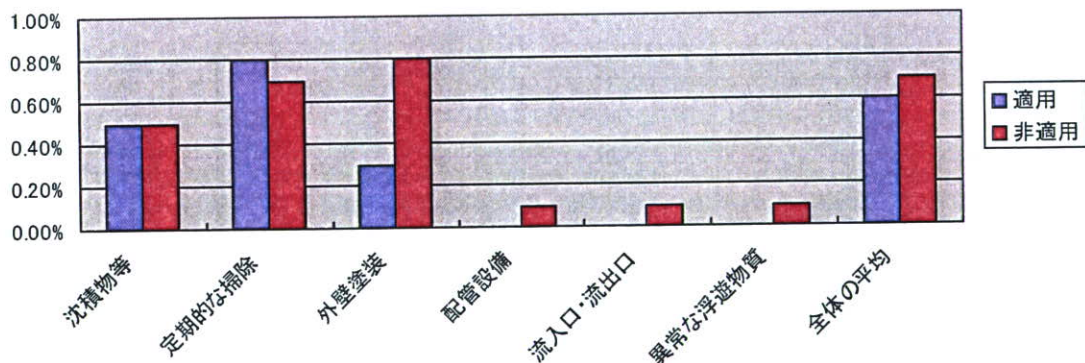


図 3-(2)-7 「受水槽内部の状態」の不適合率

次に高置水槽の不適合率は図 3-(2)-8 に示すように、建築物衛生法の適用施設は「外壁の塗装」が 0.6%、「定期的な掃除」が 0.5%、「沈積物等の異常」及び「当該施設以外の配管設備」が 0.2% で、「流入口と流出口の近接」と「異常な浮遊物質」については不適合事例がなかった。また、非適用施設については「外壁の塗装」が 2.0% と平均値を上回り、「沈積物等の異常」と「定期的な掃除」が 0.2%、「当該施設以外の配管